

「こおりやま御朱印めぐり～つづきの旅～」チラシ制作業務に係る
公募型企画コンペ（企画提案競争）仕様書

第1 総則

1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、「こおりやま御朱印めぐり～つづきの旅～」チラシ制作業務（以下「本業務」とする。）について受注者に求めるサービス水準を示したものである。（この水準は、最低限又は基本の条件として定めたものであり、同等以上の提案を妨げるものではない。）

なお、本仕様書は、別紙募集要項、その他郡山市（以下「発注者」とする。）が本業務に関連して配布する資料及び質問に対する回答と一体のものとして取り扱う。

2 業務目的

本委託事業は福島県とJRグループが一体となって実施される観光キャンペーンである「ふくしまデスティネーションキャンペーン」（以下「ふくしま DC」とする。）期間中（令和8年4月～6月）に実施される「こおりやま御朱印めぐり～つづきのたび～」事業の周知及び参加促進を図るため、本事業の魅力を視覚的に訴求するチラシをデザインの企画・制作することにより、県内外の観光客に対して効果的にPRし、地域内での周遊促進および地域経済の活性化に貢献することを目的とする。

「こおりやま御朱印めぐり～つづきの旅～」は令和7年4月から6月までに発注者が実施した「こおりやま御朱印めぐり」をブラッシュアップしたものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年7月31日（金）まで

4 提案時の留意事項

（1）別紙「企画書」に基づき、以下の点に留意し提案すること。

ア ターゲット層への訴求ポイントを具体的に記載すること

ターゲット層は県内外の観光客、御朱印爱好者、SNS利用ユーザーとする

イ 最終的な実施内容や制作物のデザインについては、本市と協議・調整の上決定するものとする。

ウ 「しあわせの風ふくしま」のロゴマークを入れたデザインにすること

参考 「しあわせの風ふくしま」ロゴマーク等使用取扱要綱及びデザインマニュアル

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/shiawasenokazehukushima-rogo.html>

（2）提案上限金額の範囲内で、独自の有効な誘客施策の提案を実施すること。

第2 事業概要

本市への観光誘客及び市内周遊を目的として、ふくしまDCに合わせて頒布するDC期間限定の御朱印をきっかけに観光客の各所参拝・周遊を促進し、地域の歴史や文化の魅力を発信するとともに、プレDCでの実績を踏まえて本格的なDC期間での取り組みを進め、各寺社及び本市の認知度向上と地域経済の活性化を図る事業である。

1 実施期間

令和8年4月1日（水）から令和8年6月30日（火）までの期間とする。

2 実施方法

本事業に参加する寺社（以下「参加寺社」とする。）においてDC期間デザインの御朱印が頒布されるので、それを集約し周知する。

3 実施場所

郡山市内参加寺社

第3 委託事業の内容

- 1 本事業の周知にかかるチラシのデザイン企画・制作・印刷
- 2 上記1で制作したチラシの発送
- 3 本事業展開のために効果的な事業者独自提案

- 1 本事業の周知にかかるチラシのデザイン企画・制作・印刷

(1) チラシの企画及び制作一式

項目	内容
企画・構成	チラシ全体の企画、レイアウト、デザイン方針の提案
デザイン制作	原稿作成、撮影、イラスト制作、カラー版下制作
仕上げ処理	印刷用データの最終調整、校正対応
版下納品	PDFファイル及びWindows版InDesign/Illustratorなどで作成したデザインデータを納品

(2) チラシ仕様

項目	仕様
サイズ	A4三つ折りチラシ
カラー	フルカラー
用紙	コート紙(110kg程度)※FSC認証紙
枚数	35,000枚以上
製本方式	折加工

- 2 上記1で制作したチラシの発送

- ・納品されたチラシを指定の配送先へ配送すること
- ・配送方法及び配送先については別途協議の上、決定すること
- ・参加寺社から提出される御朱印を返送できるよう、返信用の封筒を同封すること

- 3 本事業展開のために効果的な事業者独自提案

上記に記載している内容の他に、本事業への参加や周遊を促進するようなものを事業者独自に提案すること。

第4 実施報告書及び成果品の提出

1 実施報告書

原則、A4版、縦型、横書きとし、PDF及びPDF以外の加工可能な電子データで提出すること。

2 成果品

- (1) 委託業務内で作成する画像データ等(イラストレーター、JPEGなどのデータを含む)

- (2) その他業務で生じた成果品については、併せて提出すること。

- (3) 下記の提出先へ持参か郵送、もしくはメール等で提出すること。

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市文化スポーツ観光部観光政策課(郡山市役所本庁舎5階)

kankou-kankou@city.koriyama.lg.jp

- (4) 成果品の所有権、著作権等の一切の権利については、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承諾なしに使用、公表してはならない。

3 提出期限

令和8年7月31日（金）

第5 その他留意事項

- 1 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。
業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。
- 2 業務実施に当たって知り得た秘密を第三者に漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。
- 3 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。
- 4 本業務に関する打合せを必要に応じて隨時行うこと。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- 5 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議の上、発注者の意向に沿った提案助言等を行うこと。また、発注者に必要な事項について、受注者は、積極的に提案を行うこと。
- 6 契約の締結、本業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受注者の負担とする。
- 7 提案できるデザインはオリジナル作品に限る。また、自社で所有する写真等を使用する場合には、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条、第28条所定の権利を含む。以下同じ。）等に十分注意の上、自らの責任において利用すること。
- 8 受注者が自ら所有する写真・映像等を使用する場合には、著作権・肖像権等に十分注意の上、自らの責任において使用すること。
- 9 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- 10 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定する。また、制作に当たっては、郡山市は採用した企画案の一部変更を求めることができる。